

ショートステイ（介護予防短期入所療養介護費・短期入所療養介護費）料金表

令和3年(2021年)4月 改定

1. 基本サービス費 \* 居宅サービス費の地域区分4級地(神戸市)で計算した額です。

単位(円/日)

1割・2割	【基本型】				【在宅強化型】			
	4人部屋・3人部屋		個室		4人部屋・3人部屋		個室	
負担割合	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
要支援1	643	1,286	609	1,217	694	1,387	653	1,305
要支援2	810	1,619	760	1,520	862	1,723	804	1,607
要介護1	872	1,744	793	1,586	923	1,845	837	1,674
要介護2	924	1,847	843	1,685	1,003	2,005	914	1,828
要介護3	990	1,980	908	1,815	1,069	2,138	981	1,961
要介護4	1,045	2,089	964	1,927	1,129	2,258	1,042	2,083
要介護5	1,102	2,203	1,019	2,037	1,190	2,380	1,101	2,201
3割	【基本型】				【在宅強化型】			
	4人部屋・3人部屋		個室		4人部屋・3人部屋		個室	
負担割合	3割		3割		3割		3割	
要支援1	1,929		1,825		2,081		1,958	
要支援2	2,429		2,280		2,584		2,410	
要介護1	2,615		2,378		2,767		2,511	
要介護2	2,770		2,527		3,007		2,742	
要介護3	2,970		2,723		3,207		2,941	
要介護4	3,134		2,890		3,387		3,124	
要介護5	3,305		3,055		3,570		3,301	

2. 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 \* 居宅サービス費の地域区分4級地(神戸市)で計算した額です。

負担割合	1割	2割	3割	
3時間以上4時間未満	686	1,371	2,056	常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する利用者または癌末期の利用者が日帰りで利用した場合 ※要介護のみ
4時間以上6時間未満	957	1,914	2,871	
6時間以上8時間未満	1,338	2,675	4,013	

3. 加算料金 \* 該当される場合のみの算定となります。 \* 居宅サービス費の地域区分4級地(神戸市)で計算した額です。

負担割合	1割	2割	3割	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24	47	70	サービスの質の向上に資する取組みを実施した上で、 ①介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が80%以上 ②勤続年数10年以上の介護福祉士35%以上のいずれかの場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19	38	57	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上の場合
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7	13	19	①～③のいずれかの場合 ①介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合 ②看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合が75%以上の場合 ③利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める勤続7年以上の職員の割合が30%以上の割合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に3.9%を乗じた単位数の一部負担額分			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に2.1%を乗じた単位数の一部負担額分			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に1.7%を乗じた単位数の一部負担額分			
夜勤職員配置加算	26	51	76	入所者20名に1名以上の夜勤職員を配置した場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	36	72	108	国の定めによる在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上の場合 ※【基本型】で要件を満たした場合に算定
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	49	97	146	国の定めによる在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上の場合 ※【在宅強化型】で要件を満たした場合に算定

個別リハビリテーション実施加算	253	506	759	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合
認知症ケア加算 ※要介護のみ	81	161	241	3F認知症専門棟に入所され施設ケアを実施する場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算 #1	211	422	633	認知症日常生活自立度がⅢ以上で、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した場合 ※利用開始日から7日を限度、#2との併用不可、特定介護老人保健施設短期入所療養介護の場合は算定しない
若年性認知症利用者受入加算 #2	127	253	380	受け入れた若年性認知症(64歳まで)利用者ごとに個別の担当者を定め、ニーズに応じたサービス提供を行う場合 ※#1との併用不可、特定介護老人保健施設短期入所療養介護の場合は、60単位(1割64円,2割127円,3割190円)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	4	7	10	入所者のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方に対して、施設内で認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催した場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	5	9	13	(Ⅰ)の要件に認知症介護指導者養成修了者を1名以上配置し認知症ケアの研修を実施した場合
送迎加算(片道あたり)	194	388	582	自宅と施設間の送迎を行った場合
療養食加算(1食あたり)	9	17	26	施設医師により利用者の病状等を判断し、療養食を提供した場合
緊急時治療管理	546	1,092	1,638	緊急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等を行った場合 ※1月に連続する3日を限度
緊急短期入所受入加算 ※要介護のみ	95	190	285	利用者様の状態や家族等の事情により、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合 ※14日限度、#1との併用不可
総合医学管理加算	290	580	870	診療報酬を定め、投薬、検査、注射、処置を行い診療録に記録しかかりつけ医に対し診療状況の情報を提供した場合 ※7日限度
重度療養管理加算 ※要介護のみ	127	253	380	要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理を行った場合(頻回の喀痰吸引、胃瘻、褥瘡など) ※特定介護老人保健施設短期入所療養介護の場合は、60単位(1割64円,2割127円,3割190円)
新型コロナウイルス感染症への対応	令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せ			

4. 施設利用料 ※(\*)は、別紙申込書にてお申し込みください。

滞在費	多床室	1日	370	年収や世帯の納める税金の額により軽減制度があります。
	個室	1日	1,640	
特別な室料		個室	1日	1,100
食費	朝食		400	年収や世帯の納める税金の額により軽減制度があります。
	昼食		700	
	おやつ		100	
	夕食		680	
	1日あたり		1,880	
教養娯楽費(*)	・季節行事 レクリエーション等の材料費 20円/日			
喫茶代(*)	・コーヒー、紅茶(希望者のみ) 30円/1杯			
電気代	・電気毛布等を使用された場合 30円/1日			
理美容代	・毎月曜日 ・ご希望者のみ ・予約制(カット パーマ 毛染め) 2,000～4,000円/回			
リース(*)	タオル・衣類リース	タオルリース(165円/日) タオル+衣服リース(660～715円/日)		
	テレビリース	110円/日 ※希望者のみ、2階の個室は除く、3階には設置していません		
その他の費用	・医療機関に受診された場合、一部自己負担金が必要となります。 ・講師を招いて実施する各種クラブの活動費用(書道、ふれあい喫茶、ふれあい居酒屋など) ※希望者のみ			